

和泉市介護予防ケアマネジメント研修 質問票における回答

1 質問票提出日：平成29年3月24日(金)

	事業所種別	ページ数 タイトル	質問	回答
1	居宅介護支援事業所	当日資料P55	毎月6日必着とありますが、6日が土、日曜日や祭日の場合はどうなりますか？	各地域包括支援センターへお尋ねください。
2	居宅介護支援事業所		①認定期間の有効期間が4月以降の人の請求は今まで通り月単位で、認定期間が終了し、要支援1、2になれば1回単位当たりの請求に変わると理解したらいいのか？ ②月によって福祉用具レンタルや訪問看護、ショート等を利用した月の請求は、介護予防ケアマネジメントAから介護予防支援に請求もプランも変える	①について、お見込みの通りです。現行相当のサービスについては1回あたりの単価請求です。 ②について、お見込みの通りです。介護予防ケアマネジメント対象者が介護予防支援サービスを利用した月の請求は介護予防支援対象者となり、一月だけ委託料請求書は介護予防支援で作成してください。住宅改修については、工事が完了した月を対象とします。
3	居宅介護支援事業所		90歳以上で自立への意欲が高い心疾患ある独居の利用者について、認知症状はなく、近所のスーパーに買物へ行きバスも乗ることができ、室内の整理整頓もできる。要支援2で掃除で2/週、ヘルパー支援を受けている。このような利用者は介護予防支援または介護予防ケアマネジメントのどちらの更新手続きが良いのでしょうか？	アセスメント等から整理された課題により、今後、介護予防支援サービスの利用の必要性が高いと想定される場合は、介護予防支援での手続きをお勧めします。
4	居宅介護支援事業所	当日資料P52	住宅改修、福祉用具購入時は、一月だけ委託料請求書は介護予防支援で作成して下さいとありましたが、プランの評価、新しいプランの作成は不要ですか？	ケアプランの期間中に住宅改修を実施する場合 住宅改修については、状態像に大きな変化がない場合にはケアプランの変更は不要です。状態像に大きな変化があり、住宅改修にあわせて他のサービスについても追加・変更がある場合には評価表を作成のうえ、ケアプランを変更する必要があります。 ケアプランの期間中に福祉用具の購入または貸与の開始をする場合 福祉用具の購入については、ケアプランに位置づける必要があるため、現行のケアプランを評価終了し、福祉用具の購入をサービス種別に記載したケアプランを作成する必要があります。